

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、変異株による感染の急拡大が全国的に広がる中、長野県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の対象となることが国により決定され、1月27日から2月20日までの間において適用されることになりました。

これに伴い、長野県独自の感染警戒レベルが全圏域で最高レベルの6に引き上げられます。1月26日も県全体で537人、町においても10人の感染者が発生するなど、感染が拡大していることから、町といたしましても県と連携して感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

町の公共施設については、既に大半が貸し出しを停止しておりますが、今後は、勤労者総合福祉センターの各種教室の自粛や事業の停止、びんぐし湯さん館食堂の営業時間や図書館の貸し出し時間の短縮なども加えて行います。また、子どもさんのおられるご家庭につきましては、小中学校における分散学習、保育園・児童館における利用自粛などのご協力をお願いすることとしております。

町民の皆様には、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動や、県外との不要不急の往来を控えていただくようご協力をお願いします。また、人との距離の確保、マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底してください。

体調に異変を感じた場合は、外出をせず、速やかに医療機関に相談してください。

また、ワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者の皆様に、文化センター体育館での集団接種の日時のご案内を、接種券付予診票等と

併せて送付いたしましたので、通知が届きましたらご確認いただき、ご案内の日時での接種にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染された方やご家族などの関係者、医療従事者等への不当な差別や偏見が生じないように併せてご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年1月26日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘